

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 財契099
- (2) 請負の表示 大阪大学大学院工学研究科特別管理産業廃棄物（廃油）
搬出処理業務 一式
（別紙仕様書のとおり）
- (3) 請負期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 請負場所 別紙仕様書のとおり

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者。
- (3) 大阪府知事、積替保管場所の行政庁の長（積替保管を行う場合）及び処分地の行政庁の長より特別管理産業廃棄物（廃油）収集運搬業の許可及び処分地の行政庁の長より特別管理産業廃棄物（廃油）処分業の許可を受けた者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書並びに【2. 見積参加資格（3）】に示した資格を満たすことを証明する書類の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1
国立大学法人大阪大学 財務部契約課契約第五係
電話 06-6105-6238
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3（1）の交付場所にて交付する。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできる。
- (3) 見積書提出期限
令和8年3月25日（水） 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」による。

仕 様 書

請負の表示 大阪大学工学研究科特別管理産業廃棄物（廃油）搬出処理業務 一式

請負の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

1. 受注者は、特別管理産業廃棄物（廃油）搬出処理を、本仕様書及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）並びに関係法令に従って実施するものとする。
2. 収集運搬業者は、大阪府知事、積替保管場所の行政庁の長（積替保管を行う場合）及び処分地の行政庁の長より特別管理産業廃棄物（廃油）収集運搬業の許可を受けた者とする。
3. 中間処理業者は、処分地の行政庁の長より特別管理産業廃棄物（廃油）処分業の許可を受けた者とする。
4. 収集運搬業者は、大阪府知事、積替保管場所の行政庁の長（積替保管を行う場合）及び処分地の行政庁の長が許可した「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証」の写しを発注者に提出するものとする。
5. 中間処理業者は、処分地の行政庁の長が許可した「特別管理産業廃棄物処分業許可証」の写しを発注者に提出するものとする。

6. 特別管理産業廃棄物（廃油）の予定数量

区 分	容 器	予 定 数 量	対 象 成 分
廃 油	18 L 缶	3, 218 缶 (月別等詳細は別紙1のとおり)	メタノール、エタノール、アセトン、ベンゼン、トルエン、キシレン、ヘキサン、酢酸エチル、エーテル、機械油、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、クロロホルム、四塩化炭素、ホルムアルデヒド、テトラヒドロフラン、N,N-ジメチルホルムアミド等

注1) 本学では学内で定められた基準により、特殊引火物廃油、極性廃油、非極性廃油、ハロゲン系廃油、含水有機廃液に分別貯留区分しているが、特殊引火物廃油、極性廃油、非極性廃油、含水有機廃液には極少量のハロゲンが混ざっている。

注2) 対象成分のうちPRTR第一種指定化学物質の含有量は以下のとおりである。

ベンゼン：0.1～90%

トルエン：1～90%

キシレン：1～90%

ヘキサン：1～90%

ジクロロメタン：1～90%

クロロホルム：1～90%

四塩化炭素：1～20%

トリクロロエチレン：0.1～20%

ホルムアルデヒド：0.1～35%

テトラヒドロフラン：1～90%

N,N-ジメチルホルムアミド：1～90%

7. 処分方法は、焼却処分とする。

8. 特別管理産業廃棄物（廃油）の収集作業は、別図で示す国立大学法人大阪大学工学研究科（吹田市山田丘2-1）、環境安全研究管理センター（吹田市山田丘2-4）及び分析センター（吹田市山田丘2-1）、工学研究科M3棟前（吹田市山田丘2-1）の保管場所において行うものとする。

9. 特別管理産業廃棄物（廃油）の収集運搬は、本学係員が指定する日（各搬出場所に月2回まで、なお3月のみ月1回）に行うものとする。キャップ等容器からの漏れの確認及び保管場所から運搬車への積み荷作業は受注者が行うものとする。

10. 収集運搬業者及び中間処理業者は、法第12条の5第1項の規定により電子情報処理組織使用事業者が使用する電子情報処理組織（以下「電子マニフェストシステム」という。）に加入しているものとし、それを証するものとして、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの発行する電子マニフェストシステムの加入証の写しを発注者に提出するものとする。

11. 発注者は、電子マニフェストシステムにより収集作業前に必要事項の予約登録を行うものとする。
12. 収集運搬業者は、電子マニフェストより印刷した受渡確認票を作業当日に用意し、各部局立会者と数量確認を行ったうえで数量を記入し、検査職員の補助者（別紙2参照）に提出するものとする。
13. 発注者は、廃棄物の引渡し後、原則当日中に予約登録を電子マニフェストシステムにより、本登録を行うものとする。その後、収集運搬業者は、廃棄物の引渡しを受けてから3日以内に数量の修正を行い、さらに、運搬終了日から3日以内に運搬終了報告を行うものとする。中間処理業者は電子マニフェストシステムにより、中間処理終了後3日以内に中間処理終了報告を、最終処分業者から最終処分終了報告を受けた後3日以内に最終処分終了報告を行うものとする。但し、土・日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）、廃棄物の引渡し日、運搬終了日、中間処理終了日及び最終処分業者から最終処分終了報告を受けた日は報告期限に含まないものとする。
なお、発注者から書面による業務完了報告書の提出を求められた際にはこれに速やかに応じるものとする。
14. 業務は、電子マニフェストシステムにて、中間処理終了報告の通知をもって完了とする。
なお、運搬終了報告と中間処理終了報告については、マニフェスト情報を登録した日から90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）以内に行うものとする。ただし、令和9年3月31日を超えてはならないものとする。
15. 受注者は、最終処分終了報告については、マニフェスト情報を登録した日から180日以内に完了するものとする。
16. その他詳細については、本学係員との協議によるものとする。

(別紙1)

6. 特別管理産業廃棄物（廃油）の月別の分別貯留区分別予定数量（前年度実績）

単位：缶

【工学研究科】						
	極性廃油	非極性廃油	含水有機廃液	ハロゲン系廃液	特殊引火物廃油	合計
4月	20	6	65	63	0	154
5月	39	22	129	143	0	333
6月	36	18	107	114	0	275
7月	30	7	121	118	0	276
8月	28	8	108	91	0	235
9月	32	9	116	108	0	265
10月	24	14	114	148	0	300
11月	30	7	109	117	0	263
12月	38	13	120	145	0	316
1月	31	10	113	127	0	281
2月	45	21	138	157	0	361
3月	17	2	75	65	0	159
合計	370	137	1,315	1,396	0	3,218

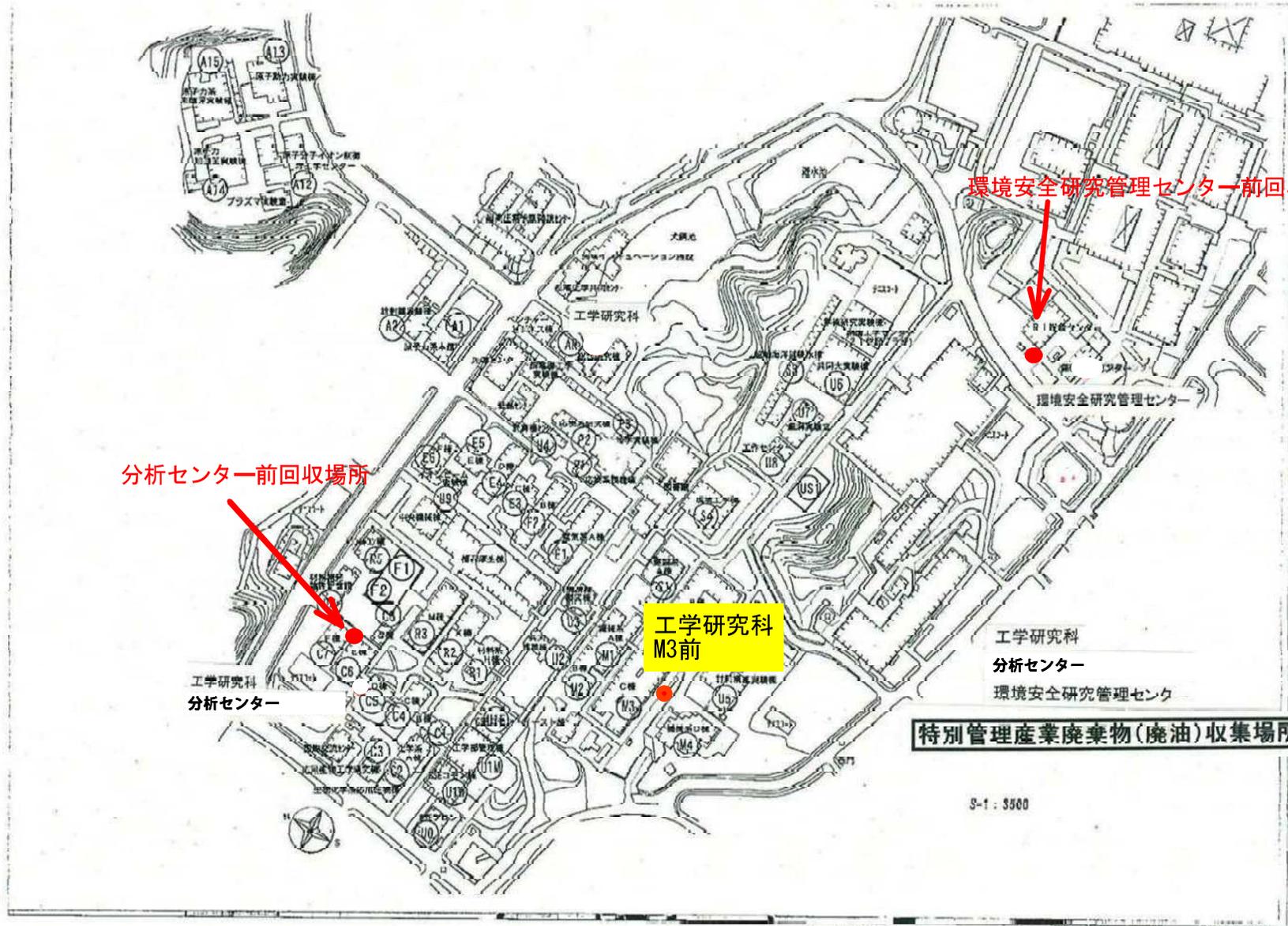
(別紙2)

検査職員の補助者及び担当係一覧

部局名	住所	検査職員の補助者	担当係
工学研究科 (環境安全研究管理センター、分析センター、工学研究科M3棟前を含む)	吹田市山田丘 2-1	経理課契約係長	経理課契約係



特別管理産業廃棄物（廃油）
保管場所配置図（工学研究科）



分析センター前回収場所

環境安全研究管理センター前回収場所

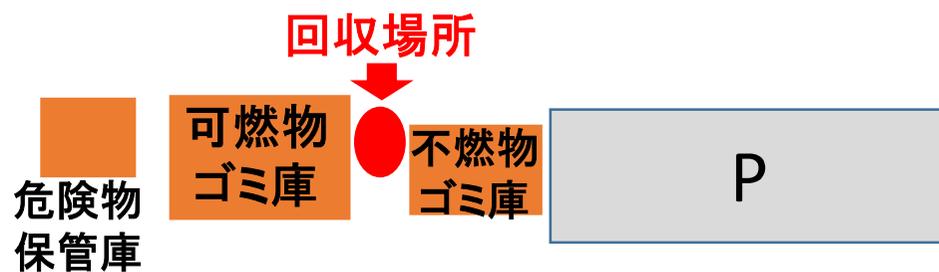
工学研究科
M3前

工学研究科
分析センター

工学研究科
分析センター
環境安全研究管理センター

特別管理産業廃棄物(廃油)収集場所

S-1 : 3500



工学研究科M3棟前回収場所

第2号様式

見 積 書

調 達 番 号 : 財契099

請 負 の 表 示 : 大阪大学大学院工学研究科特別管理産業廃棄物 (廃油)
搬出処理業務 一式

見 積 金 額

区分	単価	年間予定数量	年間見積金額
廃油18L缶	円/缶	3,218缶	円

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除くこと。
- ※ 見積書の日付は、提出日とすること。
- ※ 収集運搬業者と処理業者が異なる場合、見積書等は収集運搬業者、処理業者のどちらか一方が一括して提出すること。

請負契約書(案)

請負の表示 大阪大学大学院工学研究科特別管理産業廃棄物(廃油)搬出処理業務一式

請負代金額 搬出処理料(容器代は含まない。)
18L缶1缶当たりの単価 金 円也
(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学 理事 尾崎 雅則
と受注者 との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙仕様書及び図面に基づいて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法」という。)並びに関係法令に従い、適正な業務を行うものとする。

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第3条 受注者が発注者から委託を受けた特別管理産業廃棄物(廃油)を処理する場所及び処理方法は、別表のとおりとし、中間処理後の廃棄物は受注者が責任をもって処理するものとする。

第4条 受注者は、関係法令による許可業務の範囲の変更等、業務の適正処理に影響を及ぼす事項について変更があった場合には、それらの事項を直ちに発注者に通知するものとする。

第5条 特別管理産業廃棄物(廃油)の処理及び種類、その予定数量等は別紙仕様書のとおりとする。

第6条 1 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を、あらかじめ受注者に提供しなければならない。情報提供は、「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」(平成25年6月)を参照)の項目(別紙1参照)を参考に行うものとする。
2 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

第7条 甲及び乙は、法第12条の5第1項の規定により電子情報処理組織利用事業者が使用する電子情報処理組織を利用するものとする。

第8条 受注者は、この契約に係る業務を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

第9条 請負代金は毎月支払うものとし、毎月の業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第10条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学財務部契約課契約第五係に送付すべきものとする。

第11条 契約保証金は、免除する。

第12条 受注者は、請負の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。

第13条 発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができるものとする。

第14条 前条によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき発注者から引渡しを受けた廃棄物の処理・処分を受注者が完了していないときは、当該廃棄物を発注者・受注者双方の責任で処理・処分した後でなければこの契約は解除できないものとする。

第15条 受注者は、この契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

第16条 受注者は、この業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙2「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第17条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第18条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決によりこれを解決するものとする。

第19条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者と受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は、2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

(電子署名の場合)

上記契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 年 月 日

発注者 吹田市山田丘1番1号
国立大学法人大阪大学
理事 尾崎 雅則

受注者

別表

受注者の有する許可の範囲

区 分	特別管理産業廃棄物処分業許可
許可都道府県・政令市	
許 可 番 号	
許 可 の 有 効 期 限	
事 業 の 範 囲	
許 可 の 条 件	

処分の場所、方法及び処理能力

事業場の名称	
所 在 地	
処 分 の 方 法	
施設の処理能力	

最終処分地

事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

受注者が指定する収集運搬業者の有する許可の範囲

名 称	
住 所	
区 分	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
許可都道府県・政令市	
許 可 番 号	
許 可 の 有 効 期 限	
事 業 の 範 囲	
許 可 の 条 件	

区分	特殊引火物廃油	非極性廃液	極性廃液	含水廃液	含ハロゲン廃液
荷姿	20 L ドラム	1 斗缶	1 斗缶	1 斗缶	1 斗缶
性状	酸等の腐蝕性物質を含まない	酸等の腐蝕性物質を含まない	酸等の腐蝕性物質を含まない	酸等の腐蝕性物質を含まない	酸等の腐蝕性物質を含まない
	ガスの発生がない	ガスの発生がない	ガスの発生がない	ガスの発生がない	ガスの発生がない
	沈殿物がない	沈殿物がない	沈殿物がない	沈殿物がない	沈殿物がない
	浮遊物がない	浮遊物がない	浮遊物がない	浮遊物がない	浮遊物がない
	相分離していない	相分離していない	相分離していない	相分離していない	相分離していない
	シリコンオイルを含まない	シリコンオイルを含まない	シリコンオイルを含まない	シリコンオイルを含まない	シリコンオイルを含まない
	金属類が入っていない	金属類が入っていない	金属類が入っていない	金属類が入っていない	金属類が入っていない
腐敗・揮発などの性状変化	高い揮発性・引火性	揮発性・引火性	揮発性・引火性	揮発性・引火性	揮発性・引火性（ハロゲン系溶媒の濃度による）
他の廃棄物との混合による支障	発熱のおそれあり 酸化性物質との混合は危険	発熱のおそれあり 酸化性物質との混合は危険	発熱のおそれあり 酸化性物質との混合は危険	発熱のおそれあり 酸化性物質との混合は危険	発熱のおそれあり 酸化性物質との混合は危険
有害物質 (鉛等6物質*)	含まない	含まない	含まない	含まない	含まない
その他の注意事項	消防法の危険物第4類特殊引火物を含む廃液	特殊引火物やハロゲン系溶媒を含まない	特殊引火物やハロゲン系溶媒を含まない	特殊引火物やハロゲン系溶媒を含まない	ハロゲン系溶媒を含む廃液

* 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル (PBB)、ポリブロモビフェニルエーテル (PBDE)

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。